

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 24 年 7 月 26 日（木）午前 9 時～午前 9 時 28 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部生涯学習スポーツ担当部長、議会事務局長 欠席者：会計管理者
議 題	1 平成 24 年第 3 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 3 回議市議会定例会の招集期日は、9 月 4 日（火）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題 1 平成 24 年第 3 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 23 年度武蔵村山市一般会計歳出歳入決算認定について (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は 27,497,696,956 円、歳出決算額は 26,418,535,569 円、歳入歳出差引残額は 1,079,161,387 円である。 なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、131,058,000 円であり、実質収支は、948,103,387 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 平成 23 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長説明) 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は 8,939,339,498 円、歳出決算額は 8,673,484,666 円、歳入歳出差引残額は 265,854,832 円である。 なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、265,854,832 円である。 (結 論)

提出議案として決定する。

- (3) 平成 23 年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(生活環境部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,438,316,842 円、歳出決算額は 1,413,364,964 円、歳入歳出差引残額は 24,951,878 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、24,951,878 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (4) 平成 23 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 3,424,283,244 円、歳出決算額は 3,314,341,613 円、歳入歳出差引残額は 109,941,631 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、109,941,631 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (5) 平成 23 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 703,802,391 円、歳出決算額は 681,595,864 円、歳入歳出差引残額は 22,206,527 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、22,206,527 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (6) 平成 23 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

(市民部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 868,070,107 円、歳出決算額は 863,532,467 円、歳入歳出差引残額は 4,537,640 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、4,537,640 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市地域運動場等設置条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長説明)

幼児及び低学年児童の遊び並びに高齢者の運動の用に供する施設の充実を図るため、新たに中藤五丁目に運動広場を設置する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市地域運動場等設置条例（昭和 55 年武蔵村山市条例第 22 号）別表の 2 運動広場の表に「中藤五丁目運動広場 武蔵村山市中藤五丁目 7 番地の 4」を加えるものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 2 号）

(財政担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 平成 24 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

(高齢・障害担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 平成 24 年度武蔵村山都市核地区土地区画整理事業特別会計補正

予算（第 1 号）

（都市整備部長説明）

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(11) 平成 24 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（市民部長）

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(12) 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

（総務部長説明）

東京都市町村公平委員会に新たに稲城・府中墓苑組合を加入させるとともに、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 85 号）の施行に伴い規約を変更する必要があるので、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により、本案を提出する。

概要については、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、平成 24 年 5 月 1 日に設立された稲城・府中墓苑組合を加入させるため、東京都市町村公平委員会共同設置規約別表中「福生病院組合」を「福生病院組合 稲城・府中墓苑組合」に改め、同規約第 12 条第 1 項中「法第 9 条第 6 項」を「法第 9 条の 2 第 6 項」に改めるものである。

施行期日については、東京都知事へ届出の日から施行し、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(13) 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

（総務部長説明）

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に新たに稲城・府中

墓苑組合を加入させる必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出する。

概要については、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、平成 24 年 5 月 1 日に設立された稲城・府中墓苑組合を加入させるため、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約別表第 1 組織団体内「福生病院組合」を「福生病院組合 稲城・府中墓苑組合」に改め、同表第 2 組合議員選挙区及び議員定数の選挙区第 2 区中「多摩ニュータウン環境組合」を「多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合」に改めるものである。

施行期日については、東京都知事の許可のあった日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 昭和病院組合同規約の変更について

(健康福祉部長説明)

住居表示の実施に伴い、昭和病院組合の事務所の位置を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出する。

概要については、昭和病院組合同規約第 4 条中「東京都小平市天神町二丁目 450 番地」を「東京都小平市花小金井八丁目 1 番 1 号」に改めるものである。

施行期日については、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

なお、地方自治法第 286 条第 1 項ただし書の規定により、一部事務組合の事務所の位置のみに係る規約の変更については、東京都知事の許可を受けることを必要としない。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市教育委員会委員が、平成 24 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。任期は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで（任期 4 年）である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市教育委員会の委員が、平成 24 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。任期は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで（任期 4 年）である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(生涯学習スポーツ担当部長説明)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

概要については、平成 24 年 6 月 29 日、市内中藤三丁目 16 番地、中藤地区学習等供用施設駐車場で、庁用車が駐車場から出るために後退した際、確認不十分により児童館来館者の駐車車両の左前部に接触したものである。

なお、示談交渉については、協議中である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 継続費精算報告書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により報告する。

概要については、第一中学校校舎等整備事業について、継続費に係る継続年度が終了したので継続費精算報告書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(3) 平成 23 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

	<p>(財政担当部長説明)</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。</p> <p>概要については、平成23年度武蔵村山市の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担率)及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>報告事項として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>(1) 第3回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第3回市議会定例会の招集期日は9月4日(火)である。</p>
--	--

<p>会議録の開示</p> <p>・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等:)</p>
-----------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課(内線:374)</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格A列4番)